

細 則

有限責任中間法人融合研究所

法人業務の円滑な運営に資するため、定款の他、次の事項を定める。

- 第1条 社員のうち、代表理事から委嘱された評議員は評議員社員とし、それ以外の法人、団体又は個人を一般社員とする。
- 第2条 社員になろうとするものは、代表理事に入会申込書を提出するものとする。
- 第3条 社費の額は、評議員社員一口年額30万円、一般社員一口年額12万円とする。ただし、代表理事は社費を免除することができる。
- 第4条 この法人に、評議員をもって構成する評議員会を置く。
2 評議員は、社員の中から代表理事が選任し、委嘱する。
- 第5条 評議員会は、予算及び事業計画並びに人事案の策定その他本法人の運営に関する重要事項について代表理事の諮問に応じて審議し、又は意見を具申する。
- 第6条 評議員会は、代表理事が招集する。
2 評議員会の議長は、出席評議員の互選による。
- 第7条 本法人に、顧問を置くことができる。
2 顧問は、学識経験者又は本法人に功労のあった者のうちから、評議員会の推薦により、代表理事が委嘱する。
3 顧問は、本法人の運営に関して代表理事の諮問に答え、又は代表理事に対して意見を述べる。
- 附則 この細則は、平成20年6月6日から施行する。